

平成25年度

決算報告

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、平成25年度決算状況をお知らせします。

一般会計の決算状況

歳入内訳	
村 税	3 億2,764万円
地方譲与税	3,275万円
利子割交付金	34万円
配当割交付金	29万円
株式等譲渡所得割交付金	40万円
地方消費税交付金	1,502万円
ゴルフ場利用税交付金	281万円
自動車取得税交付金	856万円
地方特例交付金	6 万円
地方交付税	14億6,524万円
交通安全対策特別交付金	58万円
分担金及び負担金	3 万円
使用料及び手数料	5,359万円
国庫支出金	3,182万円
道支出金	9,088万円
財産収入	3,381万円
寄 附 金	210万円
繰 入 金	2,360万円
繰 越 金	3 億6,808万円
諸 収 入	1 億3,462万円
村 債	2 億402万円

歳出内訳	
議 会 費	3,628万円
総 務 費	5 億5,123万円
民 生 費	1 億5,510万円
衛 生 費	1 億7,684万円
労 働 費	853万円
農 林 業 費	2 億5,363万円
商 工 費	1 億6,316万円
土 木 費	2 億5,871万円
教 育 費	4 億6,984万円
災 害 復 旧 費	1,059万円
公 債 費	2 億3,839万円
職 員 費	4 億3,292万円

住民一人当たりに使われた費用
229万6,016円

※一般会計の総額（27億5,522万円）を平成26年3月末現在の人口（1,200人）で割っています。

住民一人当たりの税負担の額
27万3,033円

※村税の総額（3億2,764万円）を平成26年3月末現在の人口（1,200人）で割っています。

歳入 27億9,624万円

歳出 27億5,522万円

平成24年度と比べると、歳入で2億854万円、歳出で2億3,550万円の増となりました。

村税収入内訳

村民税	個 人	4,824万円
	法 人	3,997万円
固定資産税		2 億1,834万円
国有資産等所在市町村交付金		1,068万円
軽自動車税		182万円
村たばこ税		859万円
合 計		3 億2,764万円

特別会計の決算状況

歳入 5 億8,880万円

歳出 5 億6,354万円

特別会計とは、村が特定の事業を行う際、一般会計とは別に目的に応じた予算を独立して運営しているものです。

会計	収入	歳出
国民健康保険事業	1 億3,501万円	1 億2,399万円
村立診療所	8,552万円	8,344万円
簡易水道事業	1 億2,471万円	1 億2,193万円
公共下水道事業	1 億86万円	9,658万円
介護保険	1 億472万円	1 億166万円
後期高齢者医療	1,444万円	1,427万円
歯科診療所事業	2,354万円	2,167万円

基金と借入金の状況

■基金の現在残高

村の預貯金の残高です

減債基金	1億8,964万円
財政調整基金	9億8,517万円
国際交流基金	2,705万円
福祉基金	2億8,831万円
農業振興基金	8,597万円
林業振興基金	4,903万円
その他	2億3,518万円
合計	18億6,035万円

■借入金の現在残高

村の借金の残高です

一般公共事業債	300万円
一般単独事業債	5,899万円
学校教育施設整備事業債	2,930万円
辺地対策事業債	346万円
災害復旧事業債	881万円
過疎対策事業債	5億6,608万円
公有林整備事業債	2億9,749万円
その他	25億5万円
合計	34億6,718万円

住民一人当たりの借入金の額
288万9,316円

※借入金の総額(34億6,718万円)を平成26年3月末現在の人口(1,200人)で割っています。

平成25年度 健全化判断比率 資金不足比率

自治体の財政悪化を未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため財政健全化法が平成20年4月から施行されています。

平成25年度決算により算定した占冠村の健全化判断比率と資金不足比率の概要をお知らせします。

■平成25年度決算に基づく健全化判断比率

および資金不足比率

	平成25年度指標	早期健全化基準(参考)	財政再生基準(参考)
① 実質赤字比率	赤字なし	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	赤字なし	20.0	30.0
③ 実質公債費比率	6.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	負担なし	350.0	
⑤ 資金不足比率	平成25年度指標		経営健全化基準(参考)
	簡水会計	資金不足なし	
	下水道会計	資金不足なし	
			20.0

■健全化判断比率と資金不足比率とは

◆健全化判断比率

◎ 実質赤字比率 (早期基準=15% 再生基準=20%)

実質赤字比率は、一般会計と公営事業以外の特別会計(以下「一般会計等」という。)を対象とした実質赤字額(歳入-歳出)を標準財政規模で除して算定されます。

◎ 連結実質赤字比率 (早期基準=20% 再生基準=30%)

連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結赤字額を標準財政規模で除して算定されます。

◎ 実質公債費比率 (早期基準=25% 再生基準=35%)

実質公債費比率とは、公債費(元利償還金)等が標準財政規模に比して、どの程度の負担であるかを表す指標です。比率が基準を超えると地方債の発行が制限されます。

◎ 将来負担比率 (早期=350%)

将来負担比率とは、自治体の将来的な財政負担をストック(残高)ベースで表す指標です。

◆資金不足比率

公営企業の資金不足(赤字額)を、事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を表す指標です。

